

# 林業・木材産業改善資金特別会計

運営状況  
及び  
財政の中期見通し

令和4年3月

農林水産部 森林管理課

## 1. 事業概要

本特別会計は、林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業、木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止等を図るため、林業従事者への貸付を行うために設置されたものです。

制度の仕組み 林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業の経営改善と経営の安定を図るために施設整備等の資金を無利子で融資する制度であり、原資については、国3分の2、県3分の1の出資で造成されています。

資金内容	貸付限度額	貸付利率	貸付期間 (最高限度)
○ 新たな林業・木材産業部門の経営の開始	個人1,500万円 会社3,000万円 団体5,000万円	0% (無利子)	500万円未満
○ 林産物の新たな生産・販売方式の導入			5年以内
○ 新たな木材産業部門の経営の開始			500万円以上
○ 林業労働に係る安全衛生施設の導入			10年以内
○ 林業労働従事者の福利厚生施設の導入			

## 2. 林業・木材改善資金特別会計の現状

### (1) 貸付計画及び実績

令和2年度の貸付実績はありませんでした。

(単位：千円)

年 度	計 画		実 績	
	件数	金 額	件数	金 額
H28	2	15,000	0	0
H29	2	15,000	0	0
H30	2	15,000	0	0
R1	2	15,000	0	0
R2	2	14,700	0	0

### (2) 貸付金の回収状況

令和2年度の貸付金の回収については、調定額19,753千円に対し、収入済額968千円、不納欠損額0円で、収入未済額が18,785千円となり、収入未済額は前年度に比べ4.9%減少しています。

(単位：千円)

年度	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	回収率 (%)
H28	56,163	8,242	8,100	39,821	14.7
H29	39,821	7,360	1,200	31,261	18.5
H30	31,261	5,567	2,200	23,494	17.8
R1	23,494	3,741	0	19,753	15.9
R2	19,753	968	0	18,785	4.9

(3) 貸付財源の状況

令和2年度は貸付実績はなく、令和2年度末の貸付財源は計93,795千円となり、前年度に比べ968千円（1.04%）増加しています。

（単位：千円）

年度	前年度末 貸付財源	貸付額	償還額	年度末 貸付財源
H28	67,917	0	8,242	76,159
H29	76,159	0	7,360	83,519
H30	83,519	0	5,567	89,086
R1	89,086	0	3,741	92,827
R2	92,827	0	968	93,795

(4) 貸付対照表及び損益計算書

本特別会計の歳入歳出の経理は、林業・木材産業改善資金助成法施行令に基づき、貸付勘定及び業務勘定の2つの勘定に区分して行うことになっています。

このうち、貸付勘定は貸付に係る収入及び支出の経理を行うもので、業務勘定は貸付事業の事務費にかかる収入及び支出の経理を行うものとなっています。

貸付勘定については、資金総額112,580千円に対し、貸付額は18,785千円となっており、預金は93,795千円（83.3%）となっています。

また、新規貸付が無かったことから貸付額は全額が、過年度未収金となっています。

業務勘定については、収支不足とならないよう、一般会計から必要な経費を繰り入れており、令和2年度の一般会計からの繰入金は259千円となっています。

[貸付対照表]

令和2年3月31日

単位：千円

資 産 の 部		資 本 の 部	
(貸付勘定)		(貸付勘定)	
1 現金	0	1 一般会計受入金	35,305
2 預金	93,795	2 国庫受入金	70,604
3 貸付金償還金	18,784	3 業務勘定より受入金	6,670
翌年度以降に回収すべき貸付金	0		
当年度以前に回収すべき貸付金	18,784		
計	112,580	計	112,580
(業務勘定)		(業務勘定)	
1 現金		1 前年度繰越利益	1,391
2 預金	1,697	2 当年度利益	305
計	1,697	計	1,697

[損益計算書]

令和2年4月1日～令和3年3月31日

単位：千円

収 益 の 部		費 用 の 部	
1 事務費充当金		1 管理指導費	22
一般会計受入れ	259	2 事務委託料手数料	237
2 資金預託による利子収入	0	3 貸付勘定への繰入れ	0
3 違約金収入	306	4 雑費	0
4 雑収入	0		
収 益 計	565	費 用 計	259
		当年度利益（損失）	306

3. 林業・木材改善資金特別会計の中期見直し

(1) 基準年度及び見通しの期間

令和3年度を基準年度として、見通しの期間を令和3年度～令和6年度までの4年間としました。

※留意点

直近の当初予算を基礎として、一定の仮定の下で試算したものであり、今後の社会情勢や国の制度改正等により、推計期間中の各年度の数値は変動することがあります。

(2) 貸付金の見直し

昭和59年度の制度開始以来、多くの施設設備等に利用され、林業の振興に寄与してきましたが、近年は、安い外国製品の流入等で、林業・木材産業を取り巻く情勢が厳しく、林業者等の設備資金への需要が低迷しています。平成16年度の国の法改正に伴い県の貸付規則を全面改正し、木材産業分野も貸付対象に広げたことから、貸付需要が高まり、上限額に近い貸付実績となりました。令和2年度は貸付実績なしとなりましたが、傾向としては、きのこ生産施設整備等の相談があり、今後も同様の用途において貸付需要が見込まれます。

(3) 償還金収入の見直し

昨今の林業・木材産業を取り巻く情勢は厳しく、経営不振により返済が滞るケースも見られ、償還が極めて困難となった債務者も生じています。

平成22年以降の償還金収入は、新たな滞納は発生させずに現年度分は回収率100%、過年度分は債権回収会社の活用等を行い、延滞額の5%に相当する額の回収を目標としていきます。

(4) 収支の見直し

近年、安価な外国製木炭の大量流通、きのこの価格の低下から林業経営は不振で、償還金の返済が滞る傾向にあります。これに対して県では新たな収入未済を発生させないために、平成16年度において事務取扱要領を全面改正し、貸付に際しては、高額（500万円以上）の貸付の場合は担保の提供を義務化しました。また、連帯保証人に

についても公正証書や資産証明書等を提出させて面談の上で確認・審査を行うことにしています。

また、県において適切な債権管理の徹底と滞納発生の未然防止、債権回収の強化など収入未済の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、平成27年8月に、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定し、債権管理に関する統一的な考え方を整理するとともに、平成28年9月には、債権管理に係る標準的な方法を示した「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」が策定されました。

これを受けて、林業・木材産業改善資金においても、県方針に基づくとともに、標準マニュアルを参考とし、林業・木材産業改善資金債権の性質、背景事情を踏まえた「沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル」を令和2年3月に策定し、延滞者が発生した場合における債務者及び保証人への処理方針を定め、債権回収に向けたきめ細かい取組を行うこととともに、債権回収会社を活用し、延滞金回収に努めています。

#### 4. 試算表

##### 【資金状況】

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R6
資金額	114,780	114,780	114,780	106,780
国庫自主納付額			8,000	
前年度貸付残額	18,794	13,834	26,642	37,985
貸付額	0	15,000	15,000	15,000
償還金収入額	655	2,192	3,657	5,124
不納欠損額	4,305			
当年度貸付残額	13,834	26,642	37,985	47,861
翌年度繰越額	100,946	88,138	76,795	58,919

【償還金収入額】

(単位：千円、%)

	区分	現年分	過年度分	合計
R3	調定(見込)額	0	14,489	14,489
	収入(見込)額	0	655	655
	収入未済額	0	13,834	13,834
	収入率(%)	0	4.5	4.5
	区分	現年分	過年度分	合計
R4	調定(見込)額	1,500	13,834	15,334
	収入(見込)額	1,500	692	2,192
	収入未済額	0	13,142	13,142
	収入率(%)	100	5.0	14.3
	区分	現年分	過年度分	合計
R5	調定(見込)額	3,000	13,142	16,142
	収入(見込)額	3,000	657	3,657
	収入未済額	0	12,485	12,485
	収入率(%)	100	5.0	22.7
	区分	現年分	過年度分	合計
R6	調定(見込)額	4,500	12,485	16,985
	収入(見込)額	4,500	624	5,124
	収入未済額	0	11,861	11,861
	収入率(%)	100	5.0	30.2

5. 今後の特別会計の運営管理

貸付に際しては、信用調査を厳密に行うとともに、高額貸付に対しては物的担保を義務づけ、新たな延滞を発生させないシステムとしていきます。また、既存の延滞金については督促の強化、連帯保証人への指導、法的処置の検討等により、毎年5%程度の回収を目標としていきます。